

赤字箇所をご記入ください

劇場利用申込書

申込日 令和 6年 7月 1日 / 許可提出日をご記入ください 日

※申請番号 第 号

公益財団法人しまね文化振興財団 理事長 様

下記のとおり利用したいので申し込みます。なお、施設の利用にあたっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び島根県芸術文化センター条例、管理規程等を遵守します。

大ホール・小ホールをご利用の場合
「防災計画許可申請書」もご提出ください
※客席に入場者無しの場合は不要です
(例:練習、リハーサルのみのご利用等)

申込者 (主催者)	申込者名 (領収書宛名)	財団 太郎		申込者名は領収書の宛名になります
	住所	〒123-4567 島根県益田市有明町123		
担当者 (会場責任者)	氏名	財団 花子		
	住所	〒	同上	館内に掲示する「本日の催物」一覧に表示されます
連絡先		電話	1234-56-7890	FAX
		メール	123456789@xxx.xx.jp	
連絡先		電話	090-0000-0000	FAX
		メール	abcdefg@xxx.xx.jp	

ご請求書等の郵送先となります

メールで打合せやご請求書送付の対応が可能です

催事名称	〇〇講演会		内容 (いずれかに○)	公演・ワークショップ、講座・リハーサル、練習 展示・会議、会合・式典、大会 その他(講演会)		
利用日(施設ごとに記入)	利用施設(用途)	準備時間	開場時刻	展示・本番時間	撤去 終了時刻	
令和 6年10月13日(日)	大ホール1階席のみ (講演会)	9:00 ~ 12:30	12:30	13:00 ~ 15:00	17:00	
令和 年 月 日()	()	上段に利用施設 下段に利用施設での 催しをご記入ください	:	: ~ :	:	
令和 年 月 日()	()	: ~ :	:	: ~ :	:	
令和 年 月 日()	()	: ~ :	:	: ~ :	:	
令和 年 月 日()	()	: ~ :	:	: ~ :	:	
入場料等	無 有	有の場合(最高額 1,000円)	来場予定 人数	一回につき	人 延べ	500 人
入場制限	無 有	有の場合(いずれかに○)	関係者のみ・会員のみのみ・その他()			
喫煙・裸火・危険物(火薬等)持込・スモークマシン使用	あり → 防災計画許可申請書を提出ください ・ なし					
ホームページ等への掲載	掲載する (問合せ先名 財団太郎 連絡先 1234-56-7890) ・ 掲載なし					
展示・物品 販売申請	あり → 詳細資料を提出ください(目的、内容、販売品名、数量、場所レイアウトを記載) ・ なし					
チケット販売 依頼	あり → 別紙依頼書(様式あり)を提出ください ・ なし					
※事務使用欄 防災計画許可申請書 要・不要	※事務使用欄 営利・非営利	※事務使用欄 公益・収益	※事務使用欄 利用料金			円

催しが行われる時間(開演~終演)をご記入ください

大ホールは大ホール(全体)、または大ホール1階席のみのご利用が可能です。
どちらかを必ずご記入ください。

来場者、スタッフ含めた人数をご記入ください

大ホール、小ホールご利用のお客様は喫煙・裸火・危険物(火薬等)持込・スモークマシン使用の有無に関わらず「防災計画許可申請書」をご提出ください

グラントワのホームページに催事を掲載することができます

チケット販売ありの場合「入場券販売依頼書」をご提出ください
※依頼書はお問い合わせください

※下記注1~5の内容を予めご了承ください。

注1 時間等の変更や施設の追加利用等による差額、及び設備器具の料金は利用当日にご精算いただきます。

注2 キャンセルについて:大・小ホール、楽屋、前庭広場及び駐車場並びに付帯設備の利用を中止される場合は、利用中止を申し出た日が利用開始日前日から起算して6ヶ月前までは利用料金の8割相当額、1ヶ月前までは利用料金の5割相当額を還付し、1ヶ月を切った場合は還付できません。スタジオ、多目的ギャラリー、中庭広場並びに付帯設備の利用を中止される場合は、利用中止を申し出た日が、利用開始日前日から起算して2か月前までは利用料金の8割相当額、15日前までは5割相当額を還付し、15日を切った場合は還付できません。

注3 変更について:利用期日、期間、施設、時間、目的、入場料金等に係る変更は一利用申込において原則として1回のみ認めます。大・小ホール・楽屋、前庭広場及び駐車場に関する変更により過額が生じた場合、利用開始日前日から起算して6ヶ月前までは差額の8割相当額、1ヶ月前までは差額の5割相当額を還付し、1ヶ月を切った場合は還付できません。スタジオ、多目的ギャラリー、中庭広場に関しては利用開始日前日から起算して2か月前までは差額の8割相当額、1か月前までは差額の5割相当額を還付し、1か月前までは差額の5割相当額を還付できません。

注4 利用申込書に記載された個人情報は、関係法令に従いいわみ芸術劇場利用に関するものみに使用いたします。

注5 催事の運営にあたっては係員の指示に従ってください。施設運営に支障がある場合は許可の取り消し、中止することがあります。

【ご参考】

[4.貸し施設に関するよくあるご質問 - 島根県芸術文化センター「グラン」](#)